2026年11月24日

ペッツファースト&グレイス少額短期保険株式会社

令和８年11月20日からの大雪に係る災害救助法の適用について

災害救助法適用地域にお住まいのご契約者さまへ

この度の災害により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

当社では、災害救助法が適用された地域でご契約をいただいているご契約者の皆さまを対象に以下の特別措置を講じて対応いたします。

１．「保険料払込猶予期間の延長」

お申し出をいただいた場合、一定の払込猶予期間を設ける措置を実施いたします。

２．「継続契約の締結手続きの猶予期間の延長」

お申し出をいただいた場合、一定の継続契約の締結手続きの猶予期間を設ける措置を実施いたします。

本措置を希望されるご契約者の皆さまは、当社カスタマーセンターまでお申し出ください。

＜カスタマーセンター＞

電　話：0120-202-025　（受付時間：平日10:00～18:00）

メール：customer@pfirst-grace.co.jp

【適用地域と法の適用日】

◆内閣府（防災担当）公示日

（第１報）2026年11月23日

災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

福島県：　１町　１村

災害救助法適用市町村		法適用日（公示日）	備考
都道府県名	市町村名		
福島県	耶麻郡北塩原村（やまぐんきたしおばらむら） 耶麻郡猪苗代町（やまぐんいなわしろまち）	11月20日 （11月23日）	災害救助法施行令第１条第１項第４号適用

＜参考URL＞　https://www.bousai.go.jp/pdf/261123.pdf

以上